

慶長九年の鷹献上文書について

長谷川 成一

はじめに

『大日本史料』第十二編之二の慶長九年（一六〇四）八月十六日の条には、「幕府、松前慶広ニ、鷹献上ニ関スル駅伝ノ朱印ヲ授ク」という綱文を掲げて、松前文書所収の次の二通の文書を収載している。本稿では、論旨を展開する上で繁雑さを回避するため、以下、前者の慶長九年四月十日付の幕府年寄衆連署奉書を「A奉書」、後者の同年八月十六日付の徳川家康朱印状を「B朱印状」と、便宜、略記することを予め御断りしておく。

○A奉書

御鷹ニ付御奉書
慶長九年

猶以、無相違可被仰付候、已上、

急度申入候、仍從松前上リ申候御鷹共、御領分罷通候刻、不寄何時、夫、伝馬、御鷹之餌已下、從松前伊豆守殿、理達被申候者、可有馳走旨上意候、恐々謹言、

青山凶書助

四月十日

成重判

津輕越中守殿
南部信濃守殿
秋田侍從殿
最上出羽守殿
松平陸奥守殿
米澤中納言殿
松平飛騨守殿
芦野弥左衛門殿
太田原備前守殿
福原雅楽頭殿

安藤対馬守
重信判
土井大炊助
利勝判
酒井雅楽頭
忠世判
本多佐渡守
正信判

狐川御宿老中
奥平大膳大夫殿

○B朱印状

権現様御朱印
慶長九年

〔從松前鷹可指上候之間、於其泊々、宿并餌、可令馳走候、若此旨相背輩於在之者、可為曲事者也、〕

御朱印

八月十六日

津輕領内
秋田領内
由利領内
庄内領内
越後分領
越中分領
加賀領内
越前領内
近江之内
其外
泊々宿中

右両文書は、徳川家康文書を集成した中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一（日本學術振興会 昭和三十五年）に採録されるに際しても、同書三九三・三九四頁にあつて慶長九年の校註を施されており、年記には何ら疑いを差しはさむことなく収載されている。従つて、『大日本史料』ならびに中村氏の右書に、このような形で収載された場合、文書の

年記と内容に関しては、殆ど疑問の余地は残されていないとみるのが、一般的な通念であるといえよう。

筆者は、先に古代から近世に至る奥羽地方と鷹献上の問題を、国家論との関わりを念頭において一文を草したことがあつた（長谷川成一「鷹・鷹献上と奥羽大名小論」ハ『本莊市史研究』創刊号V、以後、右論文を「拙稿」と略記する）。その際にA奉書ならびにB朱印状は、幕藩国家における鷹献上の歴史的意義を解明する重要な史料として、推論にあたっては大いに活用した経緯がある。

幸いにも、右稿は諸賢より温かな評価を頂戴するに至つたが、問題の重要性を鑑みて、さらに掘り下げた考察が必要であるとの結論に達し、発表後も色々と当該問題に検討を加えてきた。本稿はそのプロセスの中で、是非とも明確にしておかなくてはならないと考えた、次に掲げる疑問点を解明しようとする目的を帯して執筆した次第である。

- ① A奉書とB朱印状は、徳川政権のもとで鷹献上の基点とも位置づけられる文書であるが、両通ともに慶長九年の年記は果たして正確であるのか否か。
- ② 本来、両文書とも年記が付されてなく、付箋にある年記はいずれも後世の年代推定によるものである。その年代確定の過程にあつて、慶長九年と決定づけられたのは一体何時頃のことであるか。

③ もし、両文書ともに慶長九年のものでないとするならば、何年の文書であるか。それにもなつて両文書の歴史的な評価に変化が生じる

のは当然であるが、それには如何なる歴史的意義を付与しえるのか。
④海保領夫氏は、「統一政権・松前藩・蝦夷地」(同氏編『北海道の研究』四 清文堂 昭和五十八年、四八頁)において次のように述べている。

(前略) 蠣崎氏が統一政権に組み込まれていく過程は、従来の如く松前家譜類のみを追って行くだけでは正確に知りえないことを示しており、奥羽諸大名とのかかわりの一環との視点を持つと共に、対外的に著しく強硬な姿勢をとる太閤政権が「蝦夷」をどのように位置づけようとしていたのかといった東アジア史全体に及ぶ視点の導入が必要となつてこよう。

筆者は、右の提言を抵抗なく受け入れることが可能であり、北奥羽の中世・近世大名の研究は、まさに右の視座を欠いては成り立たないのではないかとさえ考へる。その意味からも、両文書にさきだつて豊臣政権の発給した、鷹献上を命じる太閤朱印状との関連性を考へ、蝦夷地と近世北奥羽地域の結節点とも見做しえる松前と津軽は、豊臣・徳川政権の中にあつて、果たして如何なる位置づけが可能であるのか。以上の四点を、本稿において追究すべき基本的な課題として設定し、近世初頭北奥羽地域と幕藩国家、蝦夷地と北奥地方、そして北奥大名の一員である津軽氏の領主権力の成立についても、関説することにした。

一 慶長九年四月十日の幕府年寄衆連署奉書

(A奉書)について

A奉書の持つ歴史的意義について、筆者はかつて次のような見解を公にしたことがある。即ち、江戸幕府が鷹献上を慶長九年に命じたことは、前年、將軍職に就いた徳川家康が天下にその權威を徹底させるとともに、奥羽大名を鷹輸送ルートに集約させることで、強力な統制下におこうとしたものと位置づけ、しかも主要街道の掌握をも企画したものであつた、と述べた(「拙稿」三三三頁)。

右の見解の妥当性は、この際に措くとして、鷹献上の問題を離れて考察すると、更に左に記す新たな解釈を付け加えることが可能となろう。まず問題を津軽氏に限定した場合、二代藩主津軽信枚は、父津軽為信が存生中に津軽の領主権をA奉書に登載されることで幕府から承認され、所謂慶長十四年(一六〇九)正月二十五日の幕府年寄連署奉書⁽²⁾の下付を待たずに津軽領の領主であつたことになり、不自然である。つぎに、連署者である幕府年寄衆の中で、本多正信を除外した四名の年寄衆就任の時期は、いずれも慶長九年以降である⁽³⁾。それ故、A奉書を慶長九年であると断定するには、強い疑問を覚えざるをえない。加えて、慶長九年當時にA奉書の形式もしくは連署方式で発給した他の奉書を、管見の限りでは見たことがない。また煎本増夫氏は、江戸年寄衆の役務および職掌分担当が判然としてくるのは、慶長十四年頃であると述べており(煎本氏『幕藩体制成立史の研究』雄山閣 昭和五十四年、一七六―一七七頁)、これは徳川秀忠の年寄衆に対する文書の宛名によつても確認可能である。和崎晶氏の「慶長期秀忠政権について」(『日本史攷究』文献出版 昭和五十六年、二〇九―二一一頁)にあつても、秀忠政権を支える二大支柱である、本多正信に代表される重臣と、土井利勝に代表される近士

の形態は、慶長十四年の女官と公家の密通事件に関する文書によって、初めて明確な姿を看取することができるとしている。従って、慶長十四年以前に、A奉書の如き奉書形式で幕命を下達する様式は存在せず、本文書が慶長九年のものであると断定するには、当時の幕政の動向からみても大いに疑問が残るのである。中村孝也氏前掲書ならびに徳川義宣『新修徳川家康文書の研究』（徳川黎明会 昭和五十八年）、『朝野旧聞叢書』第十二・十三卷（汲古書院 昭和五十八年）等を見限りでは、慶長八年から同十三年頃までの期間における、徳川政権の幕命下達は奉書ではなく、むしろ大御所もしくは將軍の自判による朱印状や御内書による様式が殆どを占めているとみて大過ないであろう。この点からも、A奉書が極めて異例に属することは、承認されるはずである。

それでは、A奉書が慶長九年であると認定された時期とその過程について、幕府ならびに松前藩の両側面から考証を加えてゆきたい。

幕府史料からの検討 江戸幕府が編纂した最も古い家系譜である「寛永諸家系図伝」（内閣文庫蔵、以後、同書を「寛永譜」と略記する）松前氏の項によれば、松前慶広の事歴に「同年（慶長十四年＝筆者註）、御継目之御朱印一通を頂戴す。此時又津軽より南部・仙台・秋田・酒田・由利・仙北・最上等にいたって人夫・伝馬の事、御朱印の文言にのせて是をたまふ。」とある。右の内容が参勤にあたって、松前氏へ人夫と伝馬の供与を命じたものなのか、松前氏による鷹献上に際してのそれであるのか明確にしえない。因みに、豊臣政権下にあっても、また徳川政権下にあっても、松前氏の参勤に要する人夫と伝馬の供与を、沿道の大名へ正式に命じた文書は今までのところ発見されていないことを、付け加

えておく。⁽⁴⁾「寛永譜」の記述からは、次の事柄を我々は汲み取ることが可能であろう。つまりA奉書が発給された時期に最も近い時点で編纂された官撰家譜において、A奉書・B朱印状ともに正確な形で採録されることなく、慶長十四年の御朱印と称するものが（現実には、このような朱印状は存在しない）、たとえ鷹献上に関わる内容の文書であったとしても、慶長九年の年記ではなかったことである。⁽⁵⁾

「寛永譜」につづいて、第二の官撰家譜である「寛政重修諸家譜」（本稿では、続群書類従完成会本を使用し、以後、同書を「寛政譜」と略記する）にあつては、松前慶広の項に次のような記載がある。⁽⁶⁾即ち慶長九年のこととして、

御鷹の事により、津軽より南部・仙台・秋田・酒田・由利・仙北・最上等にいたる人夫伝馬の御判をたまふ、

とあり、A奉書を下敷としたと想定される右の文言は検討に値する。ただし日付が明確に記されていないので、断定は差し控えたいが、文言の反映の仕方と各宛名の大名の名前から類推するに、B朱印状を指すものでないのは間違いない（B朱印状には宛名が日本海沿岸地域の大名領を対象として、陸奥国の大名領はない。しかも、人夫・伝馬の供出を命じるのはA奉書であつて、B朱印状ではその文言がない）。右に引用した内容は、概ね前記「寛永譜」のそれと類似しているので、或いは前記同書の内容も鷹献上を指示しているとも思われる。

次に幕府の正史である「徳川実紀」にあつては、慶長九年四月十日の条に、「この日、松前志摩守慶広に鷹并馬の券をたまふ。」（国史大系『徳川実紀』第一冊、以後、同書を「実紀」と略記する）として、舜日記と

家譜を典拠としている。これは日付と記事双方からみて、A奉書を直接踏まえたものと見做すのが妥当で、幕府側の史料では、A奉書の発給が慶長九年四月十日であるのを、公式に認めたのは「実紀」においてであったといえよう。ところが、「実紀」が典拠とした家譜と舜旧記のうち、家譜は後世の編纂物であるため絶対的な信頼性に欠け、加えて書名が余りにも簡略であるためいずれの史料を指すのか、現在では検索することができない。しかし、恐らく寛政重修諸家譜の略称なのであろう。それに対して、舜旧記は豊国神社の創建者で家康に神道を講じた吉田梵舜の日記であることから、家譜とは比較にならない信憑性を期待させる。「舜旧記」(内閣文庫蔵) 慶長九年四月十日の条は、左記の通りである(なお、正確を期すために、筆者は統群書類従完成会より刊行された『舜旧記』第二の刊本を敢えて用いることをしなかったことを、御断りしておく)。

四月十日庚寅 天晴 伏見へ罷出、公方御前之時宜能、春日社、八幡、宇津宮之事御尋也、

とあって、松前氏の鷹献上に言及した箇所はなく、四月の各日条を通覧してもそれに触れた内容は見出しえなかった。「実紀」編者の錯誤としか判断しえないのである。

松前藩史料からの検討 松前藩の最も古い史書で、正保三年(一六四六)に成立した「新羅之記録」慶長九年条(本稿では、『新北海道史』第七巻 史料一 北海道編 昭和四十四年に収められている「新羅之記録」に拠った。以後、同書を「新羅之記録」と略記する)には、

同正月廿四日、佐渡守正信を以て国政の御黒印并に伝馬の御判を賜はるなり。

とある。右の記事のほかには、A奉書・B朱印状に関わるものではなく、また右の記事が直接、鷹献上を示唆した内容と見做すわけにはいかない。しかし、慶長九年正月二十四日ではなく、三日後の正月二十七日に所謂蝦夷統治の制書と称される徳川家康の黒印状が下付されたのは事実である。それはともかく、「新羅之記録」には、これ以外に関説するところがなく、ここでは右に述べた紹介に留めておきたい。

A奉書が、松前藩側の史料である程度その姿をみせるのは、寛保元年(一七四一)頃の成立といわれる「松前年々記」においてであると考えられる。「松前年々記」(『松前町史』史料編第一巻 松前町 昭和四十九年)の慶長九年の条に、

正月廿七日慶広国政之御黒印頂戴、四月十日御伝馬御判拜賜之、とあり、前記「新羅之記録」よりは、例えば家康黒印状受領の年月日が正確に記されていることを想えば、「四月十日御伝馬御判」は、恐らく、伝馬の供与を命じるA奉書を念頭において記載したものと考えて支障がないであろう。即ち、松前藩側ではA奉書が慶長九年四月十日である旨を、ここに初めて認めたのであり、しかも、幕府側よりも早い時期に年代の考証は進められていた可能性が強い。

「松前年々記」につづき、松前藩の正史とも称され、安永五年(一七七六)の成立である「福山秘府」(『新撰北海道史』第五巻史料一 北海道庁編 昭和十一年、以後、同書を「福山秘府」と略記する)にあつては、A奉書が、御朱印、御教書、足利將軍御教書並豊臣氏朱印付公用鷹古例部に、元和十年正月二十二日の鷹献上をもとめる幕府年寄衆連署奉書の直前に配置され、しかも慶長九年の校註を加えて掲載してある。

即ち、本文書の実在がここに初めて直接的に確認されたわけで、同書年歴部に、慶長九年「夏四月十日、慶広賜伝馬之御印章」とあることから、また四月十日付の文書は、「福山秘府」所収文書の中において一切所見がなく、A奉書を指すものに外ならないので、A奉書が「伝馬之御印章」と当時、一般的に称されていたことが判明した。⁽⁷⁾従って前記「松前年々記」の「御伝馬御判」も、右の「伝馬之御印章」と重なり合うものであることが想定されよう。

筆者は、先に、松前氏の参勤と鷹献上道中に対して沿道大名衆が、天和期に至るまで大夫・伝馬を供与していたこと、鷹献上の際にはそれがA奉書に基づいて実施されたのは明白であるが、松前氏の参勤に伝馬等の供与を命じる幕府の指令文書が見当たらないにも拘わらず、現実には、同様に各大名が供与を実行に移していることを明らかにしたことがあった。⁽⁸⁾これらの点を勘案すると、少なくとも松前藩側では、鷹献上道中と参勤への大夫・伝馬供与については、「伝馬之御印章」を以て双方を区別することなく、当然それらの便宜を受けることが可能であると認識していたのではなからうか。天和三年（一六八三）の、大夫・伝馬供与を停止する通達書に、参勤と鷹献上が一括して記されているのは、まさに右の認識を踏襲してのことであつたと考えられるのである。

A奉書は、このように平時における軍役の大きな位置を占める松前藩の参勤のあり方にも影響を及ぼすものであり、その歴史的な重要性を看過することはできない。右の点はともかくとして、「松前年々記」とならんで、正史である「福山秘府」にあつてもA奉書を慶長九年四月十日文書であると松前藩が認定したことは、まず間違いなであらう。

補註

「福山秘府」に掲げてあるA奉書は、原文書が現在行方が知れぬため、対校不可能であるが、宛名の大名達の名前に誤読もしくは誤植と思われる箇所がある。それは、秋田備後守、米津中納言の二名で、「はじめに」で掲げた『大日本史料』の表記が正確なのであつて、秋田氏は秋田侍従、米津氏は米沢中納言でなければならぬ。また、中村氏の前掲書の同頁の校註は、最上出羽守を最上家親、松平飛騨守を蒲生忠郷としている。これらは間違いであつて、最上氏は最上義光、蒲生氏は蒲生秀行である。加えて、福原氏の官職を雅楽守としているが、これなども単純な誤植で雅楽頭である。

なお「拙稿」の三五頁にあつて、「福山秘府」を引用した一覧表の大名の名前は、以上の考証の結果、誤りであることが判明したのでこの場を御借りして訂正しておきたい。⁽¹⁰⁾

右の考証経過からすれば、前述した「寛政譜」所収の、A奉書と推定される記事内容は、松前藩側でA奉書の年代が慶長九年四月十日と既に安永年間に確定しているので、また松前藩が録上した系譜に基づいて、当然幕府は「寛政譜」を編纂していることから、A奉書に依拠したものと考えて支障はないであらう。とすれば、A奉書が幕府・松前藩双方で、慶長九年四月十日文書であると承認したのは、「寛政譜」においてであり、幕府がさらに正式に認めたのは、正史である「実紀」の当該条においてであつた。ただし「実紀」の典拠には前記の通り問題があつて、家譜が「寛政譜」の略称であるとするならば、「実紀」は舜旧記ではなく「寛政譜」によつてA奉書の年記をきめたと推量される。

A奉書の正確な年代 第一表は、大日本近世史料『柳宮補任』一（東大出版会 昭和三十八年）と美和信夫「江戸幕府老中就任者の数量的分析」〔『麗沢大学紀要』第十二巻⁽¹¹⁾〕に基づいて作成した、A奉書加判者の在職期間を示したものである。もとより、後代の編纂物である右書の記載に全面的な信頼を寄せることが可能かといえはそうではなく、一応の目安として掲げたことを御断りしておく。第二表、宛名の大名衆の生没年を一覧にしたものは、「寛政譜」と『断家譜』第一〜三（統群書類従完成会 昭和四十三年）などを参考にして作成した。ただし、これらの両史料も、周知の如く編纂史料であるので、同様に目安としてみていただきたい。

第1表 A奉書加判者の在職年

青山 成重	慶長13年12月25日~同 18年 8月
安藤 重信	慶長16年正月21日~元和 7年 6月
土井 利勝	慶長15年 ~寛永15年11月
酒井 忠世	慶長15年 ~寛永11年閏 7月
本多 正信	慶長 5年 ~元和元年 6月

第2表 A奉書宛名大名の生没年

津軽 信 枚	天正14~寛永 8年	(弘前城主)
南部 利直	天正 4~寛永 9年	(盛岡城主)
佐竹 義宣	元亀元~寛永10年	(久保田城主)
最上 義光	天文15~慶長19年	(山形城主)
伊達 政宗	永禄10~寛永13年	(仙台城主)
上杉 景勝	弘治元~元和 9年	(米沢城主)
蒲生 秀行	天正11~慶長17年 5月14日	(会津城主)
芦野 政泰	~慶長16年	(那須衆、旗本)
大田原晴清	永禄10~寛永 8年	(那須衆、旗本)
福原 資保	~寛永10年	(那須衆、旗本)
奥平 家昌	天正 5~慶長19年10月10日	(宇都宮城主)

さて第一・二表からはA奉書の年代に関して、次にあげる三点を指摘できよう。①第一表をみる限りでは、A奉書に幕府年寄衆が加判可能な年代は、慶長十六年（一六一一）正月から同十八年八月までの期間である。②第二表によれば、生年は問題にならぬまでも、没年からすれば、芦野政泰の没年である慶長十六年に至る期間に、A奉書は発給されなくてはならない。③前述の通り、秀忠政権における奉書加判衆の成立は慶長十四年頃に求められるので、A奉書は当然、同年以降と推定される。この期間に加判衆が連署で発給した文書、もしくは彼らへ宛てた書状は決して多く残存しているわけではない。ただし慶長十六年三月二十九日の本多正純書状⁽¹²⁾は、A奉書の年代を検討する上で参考となろう。当該書状は、主に後水尾天皇の即位、ならびに家康が豊臣秀頼と二条城において会見した状況を書き送ったもので、宛名は酒井忠世、大久保忠隣、土井利勝、青山成重、本多正信の五名であった。内容は右の外にも徳川政権にとって極めて重要な事柄を通報したものであって、近習出頭人本多正純はその重大性を鑑みて、江戸の加判衆へ伝達したのであった。酒井忠世など五名に宛てたのは、慶長十六年三月末、秀忠政権にあって彼ら五名もしくは六名の奉書加判の態勢が、既に凝固しつつあったことを裏書きしており、他の書状を勘案するに若干の異同と配列の違いはあっても、かかる態勢に基本的な変動はない。A奉書には、大久保忠隣ではなく安藤重信が宛名に入っているが、これは特に異例ではなく、他の文書にもこのような事例をみることが可能である。

以上の考証の結果、A奉書は慶長九年ではなく慶長十六年四月十日の文書であると見做して大過ないであろう。

二 秀忠政権の関東・東北大名統制とA奉書

本章では、A奉書が慶長十六年（一六一一）四月十日に関東・東北の諸大名衆・旗本に発給された歴史的背景、ならびにその意義について考察を加えることにしたい。

慶長十六年四月十二日、徳川家康は前述した後水尾天皇即位の機会を捉えて、近畿以西の諸大名から三ヶ条の誓紙を提出させた。各条文の検討は、従来の研究史に詳しいのでそれに委ねるとして、同じ内容の誓紙が翌年正月、信州・関東以東の大名から幕府に提出させているが、これは徳川秀忠へ誓約させたもので、徳川家康に対してのものではなかった。ここに駿府政権の二重構造を読みとることができようが、慶長十七年正月の大名衆誓紙に関しては、後に再度触れるのでここではこれ以上加言することを差し控えたい。

さて、慶長十六年四月十二日の誓紙が元和二年の武家諸法度の前駆をなすものであることは、既に、江戸時代から幕府書物方奉行近藤正斎によって指摘されている⁽¹³⁾（好書故事）。特に第一条にあっては、江戸幕府の法令を頼朝以後の武家政権の権威によって位置づけ、その遵守を要求したものである。加えて、塚本学氏は「慶長一六年の誓紙条々は、大坂の豊臣秀頼に対して諸大名を天皇の権威のもとに自己の側に結集させる意図に出たのであろうから、（中略）中央政府の立場にあるにせよ、むしろより強く徳川將軍家に対抗すべき勢力への対処規定という性格をもつことは当然である」（同氏「武家諸法度の性格について」『日本歴史』

第二九〇号 三一頁）と、当誓紙が当該期の軍事的緊張を背景として生まれたものであり、しかも、幕府による軍事的意図を看過すべきでないという、極めて説得力に富む言説を提示している。右の観点に立脚してA奉書発給の背景を考えると、A奉書が発給された二日後、諸大名に提出させたこの誓紙は、豊臣氏をめぐる軍事的緊張下にあつて徳川氏への忠誠を近畿以西の大名に誓わせるものであつた一方、A奉書は鷹献上を求め形式をとりつつも、関東・東北の主たる諸大名を秀忠政権の軍役動員体制へ実質的に編成することを意味した。即ち、徳川氏への忠誠を全国的な規模で各大名に誓約させ、その確認をとつたものと見做し得るのである。

秀忠政権が関東・東北諸大名を自己の軍事的基盤としたことは、慶長十年（一六〇五）、將軍宣下のための上洛軍の編成⁽¹⁴⁾の分析によって広く知られているところである。慶長十年の上洛軍は、周知の如く先陣が一番から九番まで、後陣が同じく七番までで構成され、伊達政宗など八名（うち、堀秀治の子忠後は慶長十五年に改易されているので、同十六年の時点では七名）の東国大名のうち、A奉書に登載された大名でそれと重複するのが六名、それに津輕氏が入つて来たわけで、換言すれば、慶長十年の上洛軍の東国大名が全てA奉書における鷹献上の公役負担者に編成された。A奉書所載大名は、単純に見れば江戸への道筋に当たる沿道の大名に過ぎないが、我々は慶長十六年四月十二日、近畿以西の大名衆誓紙の背景を顧慮した場合、東国大名―これは慶長十年の上洛軍の中核であると同時に、秀忠政権の基盤となる層―を、A奉書発給によって政権基盤への再編成を企図したものと解釈できよう。翌十七年正月五日

の、將軍秀忠による関東・東北大名からの誓紙徴収は、彼らの秀忠政権への政治的・軍事的な包摂が既に前年に実施されていることを受けて、それを再確認する以上の意味を持ちえるものではなかったのである。従って、A奉書は鷹献上の経路や負担すべき人夫・伝馬役を各大名に指示したものにすぎないのではなく、幕藩体制の成り立ちにあって、秀忠政権の東国大名統制に重要な歴史的意義を付与した文書と見做すべきなのである。また、北奥羽の領主権力の形成は、A文書と無縁でありえることではなく、むしろ右に述べた歴史的脈絡の中でその形成過程を把握すべきであるが、本章では津軽氏の場合を例にみて行くことにしたい。

津軽氏とA奉書 それでは、A奉書が津軽氏の領主権力形成との関わりの中で、如何なる歴史的意義をもつものであるのか、二代藩主津軽信枚政治の成立との関連で検討を加えてゆきたい。

周知の如く、津軽信枚の津軽統治は、津軽年寄中へ宛てた慶長十四年正月二十五日の幕府年寄衆連署奉書（松野武雄氏所蔵文書）によって承認された。宛名が津軽年寄中であつたこと、大熊騷動との絡みにおける右文書の解釈などについては、別稿にて私見を申し述べておいた⁽¹⁵⁾ので、そちらを参照していただき、本稿ではこれ以上付け加えることはしない。

信枚の父津軽為信が死去したのは、慶長十二年（一六〇七）十二月のことであつたが、同十四年正月二十五日の右文書発給に至るまで、幕府側の史料に信枚の名前が見当たらなかつたわけではない。「当代記」巻四（『史纂雜纂』第二所収、一四二頁）に、慶長十三年の駿府城再築祝儀献上衆の一員として、同年十二月二十六日、津軽越中守が小袖を献上した旨がみえる。一方、領内にあつては、慶長十三年七月二日、百沢寺

十二坊に「屋敷年貢御免状」（国立史料館蔵津軽家文書）を下付しており、寺院統制にも乗り出しつゝあつた。信枚が着々と幕藩関係の中で実績を積みあげ、しかも国元にあつては支配基盤を固めつつあつたことが窺われるであろう。

また各大名への領知朱印状の発給を、元和三・五年（一六一七・一六一九）に至るまで幕府が実施しなかつた事実を顧慮すれば、慶長十七年正月五日、東北諸大名が將軍秀忠へ提出した三ヶ条の誓紙は、慶長期にあつて、津軽氏を正式に津軽領の領主として政治的に認めたものであつた。しかし、縷述したように、前年のA奉書こそが、秀忠政権が政治基盤とした東国大名をその軍役体系に本格的に包摂したものであつて、ここに津軽氏は三ヶ条誓紙とは異なる、幕藩関係を根幹から規定する軍役体系の一環に組み込まれたのであつた。加えて、慶長十年の上洛軍の段階では未だ編入されていなかった津軽氏が、同十六年のA奉書の宛書きの中に記されていることで、秀忠政権は本州最北端から江戸に至る道筋と、その沿道の各大名・旗本を自己の政治基盤に完全な形で組み入れたのであつた。因みに、大坂陣の後、將軍秀忠が実施した元和三年（一六一七）六月の上洛に際しては、東国大名が同じく先手をつとめ、津軽信枚は六番手に編成された。この上洛挙行は、家康の死後、秀忠の威光を天下に周知させると同時に、対西国大名へのデモンストレーションの意味もあつて、伊達氏や津軽氏はいわば露払いとしての役目を負つた⁽¹⁶⁾。ここに秀忠政権の、まさに政治基盤の一翼を担う大名として、津軽信枚は幕府に認められたのであつた。

三 慶長九年八月十六日の徳川家康朱印状

(B朱印状)について

A奉書が、慶長十六年四月十日に発給された文書であることは、第一章の考証によって確定したが、本章では徳川家康の発給したB朱印状について年代考証を進めることにする。

B朱印状に関しては、幕府・松前藩双方の編纂史料において閑説した箇所が、管見の限りでは全く見当たらなかった。それ故、後世の史料から手掛りとなる材料を発見するのは到底不可能であるので、B朱印状が、慶長九年八月十六日の発給文書である¹⁷と見做す論理に、著しい破綻が生じるか否か、即ちその論理の妥当性を検証することで年代を確定するのが、常識的な方法の一つであろう。

結論からいえば、B朱印状は松前文書の付箋の如く、慶長九年文書と見做して間違いなからうと推察される。理由は、次に述べる二点である。第一には、はじめに¹⁸に掲げた内容にもあるように、B朱印状はA奉書と違って、松前から津軽領内をはじめとして、日本海沿岸地域を南下して、京都への鷹輸送に宿泊と鷹餌供与を命じたものであった。徳川家康が、将軍在職期間中（慶長八年二月～同十年四月）、幕府政治の基礎を確立するために、また中央政局を制圧することの重要性が存在していたために、伏見在城期間が江戸にいた期間の約二倍半を占めていたことは、既に中村孝也氏の指摘にある通りである¹⁷。換言すれば当時、家康は上方における政治基盤の確立を急いでいたわけで、しかも慶長九年八月

は伏見に在城していた。周知の如く、家康は放鷹を特に好み、鷹野に出かけることも多かったが、豊臣政権以来、鷹は武家政権の権威発揚に不可欠の装置であったので、家康が松前鷹を江戸ではなく上方へ輸送させたのは当然の成り行きであったのである。

第二に、『慶長日件録』一（統群書類従完成会 昭和五十六年）の慶長九年（一六〇四）八月二十三日の条に、

廿三日、伏見へ行、大樹懸御目、池田三左衛門・福嶋左衛門大夫・

森右近等有御前、放鷹す多あくる事可為禁制由被仰出、此中放鷹す多あけ令沽却由、依有其聞也、其主ハす多あくる事勿論也、かくし置鞏固御禁制也、

とあり、家康は私的放鷹と鷹の売買を禁じる布達を出している。B朱印状との関連からすれば、鷹献上ルートの整備と右の私的放鷹と鷹売買の禁止は、六日間という短時日の間に矢継ぎ早に打ち出された、徳川政権による松前鷹独占のための布石、と認められないであろうか。すなわち私的放鷹と鷹売買の禁止を通じて、豊臣政権以来、新しい「公儀」の概念たる「武威」発揚の道具だとして重要な機能を持つ鷹を、公儀の手¹⁸に独占しようとする徳川政権の意図を我々はここに汲みとることが可能であろう。

以上の文脈の中から、B朱印状は恐らく慶長九年八月十六日に発給されたのは、まず間違いのないと思われる。

ところで、B朱印状が前述のように後世の編纂史料に全くといってよいほど引用されることなく、家康の朱印状ほどの貴重なものが、江戸時代を通じて等閑視され続けた理由は、判然としない¹⁹。敢えていうならば、

このような形式による鷹献上の方式が、以後全く踏襲されることがなく、A奉書にみえる形態が一般化したのが大きな要因と考えられる。しかも家康が大御所として駿府政権の中核にあってさえも、京都への鷹送りは、慶長九年を除いてみられず、極めて例外的な措置であった。当然のことながら、豊臣政権は蠣崎氏に上方への鷹輸送を命じたが、同様に上方への鷹輸送を命じたB朱印状が、前記の如く豊臣政権の公儀としての支配権を継承する徳川政権の意図を踏まえているとするならば、文禄二年（一五九三）正月六日に出された、鷹献上を命じる太閤朱印状との歴史的連続・不連続面の検討が必要であり、その過程にあってB朱印状の性格を明確にしてゆきたい。

参考のため、文禄二年正月六日の太閤朱印状（「福山秘府」所収）を左に掲げることとする。

巢鷹從_ニ松前、毎年、蠣崎志摩守、可_ニ居上_レ候間、於_ニ泊々、宿已下不_レ可_レ有_ニ異儀_一候、並飼之事、其所ヨリ入_レ念可_ニ申付_一候也、

文禄二正月六日 朱印

秋田安藤太郎領内
津軽右京亮領内
越後宰相中将領内
加賀宰相領内
北庄侍従分領
大谷刑部少輔分領
西 近 江 中

B朱印状と比較した場合、次に述べる幾つかの点を列挙できよう。第一は、両通ともに「上方」への鷹輸送に支障なきことを命じるものである。第二は、太閤朱印状はA奉書と違って、各大名に直接伝馬送りを命じるのではなく、各領内にあって宿泊と鷹餌の供与を求めたもので、非常に緩やかな指令となっている。これには、伝馬制度の未整備もその背景にあったと思われる、A奉書の如く、関東・東北大名の公役として役賦課する形態を未だ採っていないところに、その特徴が認められよう。ただし、B朱印状と違って、秋田安藤太郎領内など大名の名が明記されているところに、当太閤朱印状のB朱印状とは異なる別の歴史的意味が看取される。第三に、宛先の配列が太閤朱印状とB朱印状では、津軽と秋田の位置が逆転しており、太閤朱印状がなぜ秋田氏を津軽氏の前に置いたのか詳らかにしえない。原文書を閲覧する機会を得ない（当太閤朱印状も現在所蔵先が不明）ので、判然としないが、例えば、文禄期と推定される十月晦日の、津軽為信に鷹献上を命じる太閤朱印状（津軽古文書―東大史料編纂所謄写本）にみえる泊地は、津軽から近江坂本までの地名が東から西へ整然と記録されている。或いは、海保嶺夫氏の言うごとく、蠣崎氏が未だ秋田安藤氏の付庸大名的位置にあつたため、⁽²⁰⁾出発地点の上ではとりあえず秋田安藤太郎領内としたとも思われ、いずれにしても後考を俟ちたい。

右三点の指摘から、文書の形態上からすれば、B朱印状と太閤朱印状の連続面は概ね多いと見做して支障がなからう。ただし、第二点でも述べたように、若干の相違点は認められるし、加えて、豊臣政権が文禄二

年に当該文書を発給した歴史的背景も考察の対象としなくては、B朱印状の性格を浮き彫りにすることはできないであろう。

蠣崎氏は、天正十八年（一五九〇）十二月、秋田実季とともに京都にて豊臣秀吉に拝謁して（寛政譜）、全国政権に組み込まれた。ついで、「新羅之記録」（四二〜四四頁）によれば（若干、長文であるが該当箇所を引用する）、

文禄二年正月二日、肥前州名護屋の御陳城に於て太閤秀吉公曰く、高麗国を攻め随へんと欲し在陳せしむるの処、思ひも寄らず狄の千嶋の屋形遼遠の路を凌ぎ来るの儀、誠に以て神妙なり。高麗国を手裏に入れらるる粹更に疑ひ無しと。而して御歎悦斜ならず。則ち向後は狄の嶋に於て御用の物相調へらるるためなり。忠を輸すべきの由仰出され、志摩守に任せられ、殊に式て狄の嶋より参勤せしむるは遼遠の路なり、在京中不如意なる可し、江州に馬飼所として三千石の領地を賜ふ可しと。慶広朝臣忝き御誼を承り、左右申すに能はずと雖も、併し八十有余の双親在り、残命の程幾もある可からず。朝に暮に孝を竭さんと存ず。領地を賜はらずして唯五七箇年に一度充参勤せんと欲するの旨言上せらるるの間、秀吉公聞し召して、君子之に居らば何の陋きこと有らんとは慶広を謂ひつ可きなり。然らば所望有らんか、言上す可きの由仰出さる。依て木下半助吉政を以て諸国より松前に来る人、志摩守に断り申さず狄の嶋中自由に往還し、商賈せしむる者有るに於ては、斬罪に行ふ可き事。志摩守の下知に相背き夷人に理不尽の儀申懸る者有らば斬罪に行ふ可き事。右の通り御判を賜はらんと欲するの旨言上す。肆に同六日所望の如

く国政の御朱印を賜ひ、并に津軽より摂州大坂に辿る人夫伝馬の御判を賜ひて、巢鷹を上る可きの由仰付けらる。

とあり、秀吉は、蠣崎氏へ松前・蝦夷地の軍需基地としての活用を企図する旨を披露している。また同年正月五日の、蠣崎慶広へ宛てた蝦夷地統治の太閤朱印状は、蠣崎氏の参勤の労を多とする点、及び近江三千石の領地返上の代替として発給されたという。右の内容にもある通り秀吉は、蠣崎慶広の名護屋参陣をことのほか喜び、「高麗国を手裏に入れられる粹更に疑ひ無しと」（同前）と述べたという。これは、当時の朝鮮出兵中という対外的緊張関係が、作用していわせた文言とみられる。即ち、秀吉は文禄元年（一五九二）十月、加藤清正から朝鮮北東地方およびオランカイ侵入についての詳細な報告に接しており、蝦夷地とオランカイの距離的⁽²²⁾近接観が、当時徐々に醸成されていたことを見逃すわけにはいかない。一方、「豊臣秀吉所持扇面図」（『日本古地図集成』講談社 昭和五十三年所収）によれば、蝦夷地は現在の沿海州・北朝鮮とソ連の国境付近に、「エン」と記名されている。同図には北海道の描写がなく、秀吉は蝦夷地がアジア大陸の一部であると認識していた可能性が強い。⁽²³⁾加えて、文禄五年（一五九六）、土佐漂着スペイン船の航海図の中の、アジア極東部を改作した墨書写し（高知県立図書館蔵）によれば、「ゑぞ」は大陸部の中にあつて、「オランカイ」「ふさんかい」とともに、大陸北端部に描かれている。⁽²⁴⁾

右に述べた状況をまとめると、文禄期においては、松前・蝦夷地は津軽より海を隔てた地ではあっても、島嶼であるというよりは朝鮮北部ならびにオランカイに、極めて近接した位置にあると当時の人々は認識し

ていたと考えられる。このような当時の地理観を下敷として出された文禄二年正月五日の蝦夷統治の太閤朱印状は、蠣崎氏に独占的な蝦夷地交易権を保証するものであって、松前・蝦夷地を統一政権へ包摂もしくは繋ぎ留めようとする⁽²⁵⁾豊臣政権の企図を含んでいたと推察される。翌正月

六日の鷹送りを命じる太閤朱印状は、鷹（前述の通り豊臣政権における鷹のもつ歴史的機能については、拙稿でへ前掲註18を参照のこと）V明らかにした）送りと同時に、松前・蝦夷地から上方への軍需品輸送路の確保を日本海沿岸各大名に迫るものであり、換言すれば、日本海沿岸航路を確保（これは、前述十月晦日の津軽氏の鷹献上太閤朱印状に、主要な日本海沿岸の泊地を登載してあるのと、概ね軌を一にする）しようとする意志を明示したものと評価されよう。しかも、南側からの朝鮮侵略だけでなく、日本海航路を用いた場合、蝦夷地と朝鮮北部が近接しているという当時の地理観からすれば、蝦夷地を経由した北側からの朝鮮侵略を豊臣政権が考えたとしても、それは全く当を失した推測ではないであらう。海保氏は、文禄二年の蝦夷地統治の朱印状下付は、蠣崎氏が朝鮮に近い蝦夷地に備えさせる意味もあつたのではないかと推測しておられるが、⁽²⁶⁾正月六日の太閤朱印状にみる如く、日本海沿岸大名衆の動員体制は整備されつつあつたのであるから、豊臣政権による北側からの朝鮮侵略は可能性として、全く否定しざることはできない。

文禄二年三月十日、豊臣政権は、津軽氏を除く殆どの奥羽大・小名に朝鮮国晋州牧使城の包囲を命じた（『大日本古文書』浅野家文書、二六三号文書）。筆者は、先に慶長六年（一六〇一）の上杉景勝包囲網出陣の軍役人数書立（「最上家譜」―東大史料編纂所謄写本）に、津軽氏

が編成されない最大の遠因が、右太閤朱印状に表記された朝鮮侵略における奥羽大名の動員体制にあり、それは朝鮮出兵時の軍役を踏襲するものであつた、と推定したことがある⁽²⁷⁾。加えて、津軽氏が牧使城取巻案に編成されなかつた原因は、判然としないとしたが、その点については次のように推察することが許されないであらうか。

津軽氏が豊臣政権によって、津軽地方の御鷹（太閤鷹）献上を、文禄期に命ぜられたことは、既に別稿（前掲註18拙稿論文）で述べたところである。その太閤朱印状（十月晦日）と、文禄二年正月六日の前記太閤朱印状は、鷹輸送ルートにある各大名領の泊地での接待と鷹餌供与を同様に命じるものであり、形態的にも類似した性向を看取できる。このように、松前の蠣崎氏と津軽氏が、豊臣政権によって朝鮮侵略が実施されている最中に、鷹献上を求められたのには、中世以来、奥羽諸大名が中央権力より支配権を承認される媒介行為に鷹献上が位置づけられていた背景を無視できない。従って、豊臣政権としては、鷹献上の行為を通じて蠣崎氏・津軽氏の支配権を積極的に承認してゆくのと平行して、朝鮮に近いと認識されている蝦夷地に、日本の側において蝦夷地に近接する両氏を備えさせたと考えたい。前記文禄二年三月十日の晋州牧使城取巻案に、津軽氏と蠣崎氏が編成されなかつたのには、右述の豊臣政権による構想が作動したとみられ、結果的には両氏をも巻きこんで、文禄二年初頭の段階には、全奥羽大名を包含した、朝鮮を侵略する態勢（渡海と警備、または、南側と北側という相違はあつても）が成立していたといつても過言ではなからう。しかも、鷹および軍需品の輸送ルートにあたる日本海沿岸大名は、その路程に組み込まれることで、対馬を経由しての南

側からの侵略とは別に、北側からの朝鮮侵略へ、軍役動員される可能性があったわけである。秋田に設定された太閤蔵入地が、杉坂搬出をその主たるものとしつつ、北奥羽における番城としての兵糧米備蓄に一定の役割をはたしていた、という藤井謙治氏の指摘（「豊臣体制と秋田氏の領国支配」『日本史研究』一二〇号、二四頁）は、筆者の推定を補強するものとして支持したい。即ち、朝鮮侵略の過程にあっては、兵糧米調達（28）が戦争の帰趨を決定するものとして、豊臣政権に捉えられていたことは、既に三鬼清一郎氏によって説明されていることである。所謂、蝦夷地を経由した北側からの朝鮮侵略のための兵糧米確保に、秋田の太閤蔵入地の蔵米が転用される可能性は充分にあったはずで、また、類似した形態をもつ津軽に設定された太閤蔵入地一万五千石も、同様の機能を期待されたとしても、大きな支障があるとは思われない。かかる意味からも、豊臣政権の朝鮮侵略体制は、南北を問わず国家的な万全の備えを目論むものであった。

それ故、慶長五・六年の上杉景勝包囲網に、津軽氏と松前氏に動員の指令がなかったのは、太閤様御置目の如く動員が実施されたと推定される、右の軍役動員体制のもとにあったので、両氏の出陣はありえることではなかった。いずれにしても、文禄二年正月六日の蠣崎氏へ鷹献上を命じた太閤朱印状は、その歴史的背景として、豊臣政権による朝鮮侵略の行きづまりという極めて軍事的緊張が漲ぎるなかで、その打開を目指す意志が大きく作動して出された文書であった。

一方、徳川家康による慶長九年八月十六日付のB朱印状は、それとは全く異なる事情のもとに発給された。田中健夫氏は、徳川政権が海外

貿易や対朝鮮外交の修復に積極的な態度をとるようになるのは、いずれにしても慶長五年の関ヶ原の役ののちであると述べている。加えて、徳川氏の朝鮮に対する動きがみられるのも、慶長九年頃からと考えてよく、僧惟政等の対馬来島は慶長九年であることから、同年頃から修好を目指した対外積極策が動き出しはじめたとみなしている。⁽²⁹⁾右の歴史的環境にあって、B朱印状が内容的には右文書と類似しているとはいっても、それを取りまく事情が全く逆転しており同日に論じることができない。但し、B朱印状は、豊臣政権が目指した意図を全く換骨脱胎したものであったのは明白である。即ち、徳川政権においては、縷述した如く日本海沿岸大名を鷹献上ルートに組み込んで松前鷹の独占を図り、一方では、豊臣政権以来の鷹・放鷹のもつ政治的機能の伝統を継受するという以上の意義を包含するものではなかった。それ故、家康朱印状による鷹献上文書の発給は、慶長九年以降、実施された形跡がなく、秀忠政権にあっては、全く装いを新たにしておき、しかも豊臣政権・家康政権とも異なる歴史的意義を付与されて、A奉書の発給がなされたのであった。

むすび

以上、三章にわたって述べてきたところを、ここで纏めることにしたい。

所謂、慶長九年四月十日付の鷹献上を命じた幕府年寄衆連署奉書（A奉書）は、考証の結果、慶長十六年四月十日に発給されたものと確定した。右文書が慶長九年と認定されたのは、幕府側では「寛政譜」の編纂

時においてであり、ここでは「人夫伝馬の御判物」と記された。ついで幕府の正史「実紀」には、慶長九年四月十日の「鷹井駅馬の券」と表記された。一方、松前藩側にあつては、寛保期に成立した年代記の「松前年々記」に、慶長九年四月十日の「御伝馬御判」と表記されて、幕府よりも早い時期に慶長九年であることを認めている。ついで安永期に成立した松前藩の官撰史書の「福山秘府」では、文書を初めて掲載しかつ年歴部で慶長九年四月十日の「伝馬之御印章」と明記してあり、松前藩側の年代的な考証としては動かぬものとなつた。従つて、幕府の「寛政譜」松前氏の項は、松前藩側の呈上した家譜書き上げに基づいて編纂されたものであることから、「福山秘府」の見解を松前藩側では幕府へ通知したとみられ、幕藩相互にわたつてA奉書は、ここに慶長九年四月十日付と認定されることになつたのである。

A奉書が慶長九年ではなく、同十六年四月十日付であることの歴史的意義付けとしては、次のように考えられよう。慶長十六年四月十二日は、徳川家康が近畿・西国大名に三ヶ条の誓紙を提出させた日付として有名であるが、この二日前に秀忠政権の幕府年寄衆が関東・東北大名をA奉書を通じて鷹献上のルートに編成し、その公役負担者に位置づけたのは、同政権の軍役動員体制に彼らを組み込んだことを意味する。若干穿ち過ぎの観があるものの、A奉書の発給によつて秀忠政権の政治基盤である関東・東北大名の動員体制を確認し、それを踏まえた上で、豊臣氏をめぐる軍事的緊張のみなざる、近畿・西国大名に徳川氏への忠誠を誓約させたと推察される。翌慶長十七年の関東・東北大名に同様の誓紙を提出させたのは、彼らを秀忠政権に政治的にも軍事的にも包摂したことを再

確認したものであつた。

次に、慶長九年八月十六日とされる徳川家康朱印状（B朱印状）は、考証の結果、従来の年記に誤りはないのではないかと考えられる。B朱印状は、まさに徳川政権による鷹の独占政策（慶長九年八月、松前鷹の徳川氏への献上とほぼ同時期に行われた私的放鷹・鷹売買の禁止は表裏の関係をなすもの）の嚆矢として位置づけられるもので、その歴史的意義は決して看過してよいものではない。

豊臣政権にあつては、文禄二年正月六日にB朱印状と類似した、鷹献上を蠣崎氏に命じる太閤朱印状が発給された。しかも、津軽氏に対しても太閤鷹献上を命じる太閤朱印状が出され、文禄期の朝鮮侵略が実施されている最中に蠣崎氏と津軽氏は鷹献上を指令されたのであつた。文禄二年三月の朝鮮国晋州牧使城取巻衆に、右両氏は編成されておらず、間接的には鷹献上がそれに代替する軍役であつたとも解釈されよう。しかし筆者は、それに限らずもつと積極的な企図が、豊臣政権にありえたのではないかと考えている。それは、朝鮮侵略の軍事行動の中で、朝鮮北部・オランカイの地が日本海を経由した場合、蝦夷地に近接しているという情報が加藤清正から豊臣政権にもたらされ、加えて、当時の屏風絵日本図や古地図を照合した場合、人々の地理観がおしなべて右の情報に大きく左右されたものであつたことである。第三章にて詳述したところであるので、これ以上付け加えるところはないが、蝦夷地に隣接する蠣崎氏・津軽氏には蝦夷地と朝鮮北部に備えさせるといふ、豊臣政権の軍事的配慮があつたと見做したい。

榎森進氏は、蝦夷地の幕藩制国家への包括について、可能性としてと

いう前提つきながらも、古代・中世以来の国家権力と北方支配者の関係を規定していた「狄」を「鎮」める者としての地位をめざした在地領主の動向と、秀吉の天下統一過程を支えた軍事体制とが融合・合体する形をとりながら実現していったものとも考えられよう、と述べている。⁽³⁰⁾筆者は概ねの見通しとしては、氏の言説に賛成するものの、蠣崎氏が天正十八年末に、秋田の安藤実季にともなわれて上洛し、秀吉に拝謁したにも拘わらず、他の奥羽大名の如く領知宛行状の発給がなされず、三年後の文禄二年正月、肥前名護屋にて前述した蝦夷統治の朱印状を申し受けている点に着目したい。蝦夷地を含む松前・津軽の幕藩制国家への包摂は、榎森氏の指摘を基調としつつも、豊臣政権による北奥羽における太閤蔵入地の設定のあり方等を鑑みるに、朝鮮侵略の更なる強化という、すぐれて軍事的な要請に基づいた政治状況下において促進されたと考えられる。従って、第三章にても論じた通り、文禄二年三月の晋州牧使城取巻衆に、蠣崎・津軽両氏が編成されなかったのは、両氏に豊臣政権が期待した機能（朝鮮国に対して、日本国の北側もしくは東側から備えさせる）が他の奥羽大名と相違したからに外ならない。即ち、秋田氏の付庸大名的存在であった蠣崎氏、南部氏の被官にすぎなかった津軽における南部為信の⁽³¹⁾、国家の辺域を警備する者としての地位獲得、それはとりもなさず秋田氏と南部氏からの実質的な独立の実現につながるものであり、それと、豊臣政権による朝鮮侵略の軍事体制の整備を図るといふ、双方の要望が、完全に合致するものであったと理解される。逆に、同じ北奥大名である南部氏が蠣崎・津軽両氏に倣った動員態勢を命ぜられなかったその歴史的背景としては、同氏が鷹・馬等の献上を通じて、中世国家

に支配を認定された旧族大名であったことが大きく作用したと思われる。全国政権が南部氏の領主権を奥羽仕置の過程で、逸早く朱印状の下付を通じて承認している（天正十八年七月二十七日の太閤朱印状⁽³²⁾、南部信直宛）のは、その間の事情を反映するものであり、蠣崎・津軽両氏とは相違した軍役賦課を構想した結果であると推測される。また南部氏は蠣崎・津軽両氏と違って地理的には日本海側に位置しておらず、日本海沿岸を経由して朝鮮国に備えさせるといふ、豊臣政権の企図と若干相違する地理的事情があったと考えられる。右二点に基づいて、豊臣氏は北奥大名で津軽氏に隣接する南部氏には、むしろ晋州牧使城取巻衆への動員を下命したと推察される。なおB朱印状に話を戻せば、文書の内容や形態には、文禄二年正月六日の太閤朱印状に似かよった性向を見せてはいるが、その発給の意図と背景には殆ど共通するものではなく、徳川政権による大名統制策の一環として把握すべきであると考えるのである。

註

(1) 例えば、拙稿は『史学雑誌』第九一編第五号の一一六頁において、懇切な紹介をいただいた。その中で、綱吉政権に至って鷹献上が簡単に停止された理由が不明であるという疑問が提示された。その点については、天和の治と称される綱吉の將軍独裁権力の確立（辻達也『享保改革の研究』創文社 昭和五十一年）によってその必要性が減少したこと、またその背景としては、近年、塚本学氏が精力的に解明しておられる元禄期における生類に対する社会的概念の変化も見落すことはできない（塚本氏『生類をめぐる政治』平凡社 昭

和五十八年)。このほか、海保嶺夫氏には『季刊北海道史研究』二七号において懇篤な紹介をいただき、また新野直吉氏には御著書『秋田の歴史』(秋田魁新報社 昭和五十七年)において紹介されるところがあった。

(2) 『新編青森県叢書』一(歴史図書社 昭和四十九年)所収の口絵写真、松野武雄氏所蔵文書。

(3) 大日本近世史料『柳宮補任』一(東京大学出版会 昭和三十八年)の老中の部。

(4) 拙稿「東北諸大名と蝦夷地」(海保氏編『北海道の研究』4 清文堂 昭和五十七年 五八〇六一頁)において、近世前期松前氏の参勤に際して、沿道の大名は伝馬と人夫の供与を実施している点、あわせて松前氏の鷹献上と参勤は交互に行われていたことを明らかにしたので、参照されたい。

(5) 因みに、貞享年間に書きあげられた貞享書上を編纂した、「譜牒余録」中巻(国立公文書館 昭和四十九年)の松前兵庫の項には、

一、御感状所持不仕候(下略)、
一、蠣崎伊豆守慶広と秋田東太郎実季同道、天正十八年十二月入洛、謁太閤秀吉公、粮米五十石賜之、遠路之可休劳苦之由也、翌年賜呉服三銀子二百両帰松前矣、其後高麗陣之節、文禄二年肥前国名護屋へ参向ス、

此時国政之御朱印并従奥州津軽到州大坂人夫伝馬之御判賜之、慶長元年初奉拜家康公以上意改氏号松前、同九年国政之御朱印頂戴并人夫伝馬被下之、同十五年於江戸御城小出大和守羽柴下

総守等同席秀忠公御手前御茶被下之、同日呉服五重銀子千両拝賜之、在所之御服被下置、帰松前、

(下略)

貞享元子三月

松前兵庫

とあり、慶長九年には人夫・伝馬の下賜があった旨を記しているが、文書の受領があったかという点になると判然としない。

(6) 「寛政譜」の編纂のため、寛政期に各大名家に書きあげさせたものとしては、前掲註(5)のほかに、内閣文庫所蔵の「諸家系譜」や「略譜」がある。しかし、現在両史料ともに松前氏の分は同文庫に所蔵されておらず、閲覧することはできない。

(7) 従来、この点についての考証は、案外なされてこなかったのではなからうか。なお松前氏の参勤用の伝馬・人夫供出を命じる朱印状もしくは奉書は現存せず、前掲註(4)でも述べたように、鷹献上の伝馬御判は参勤のそれも兼用していたように考えられる。津軽藩の藩庁日記(御国日記 市立弘前図書館蔵)天和二年(一六八二)三月二十九日条を参照のこと。

(8) 前掲註(4)の拙稿六〇〇六一頁を参照されたい。

(9) 前掲註(7)に記した藩庁日記の当該条は、同じく前掲註(4)の拙稿五九頁に全文を紹介してある。なお、同様の布達は、津軽藩だけではなく南部藩も受領したとみられ、『藩法集』9 盛岡藩上(創文社 昭和四十五年)「御家被仰出」三五五頁に、

天和二壬戌年

一、四月五日、沼宮内代官え之御状ニ、松前兵庫様去月廿六日

江戸発足御下り候、先年より御伝馬にて御通被成候、当年よりハ駄賃・夫賃にて御通被成等ニ候、例年所々御役人・御町之者ニ被下物有之候、御伝馬にて御通候故何も申請候、当年ハ駄賃・夫賃にて御通被成儀候間、被下来候とて一切申請間敷候、御宿ニ被下物ハ、宿賃にて候間可申請候、右之趣殿様道中より被仰遣候、可得其意候、

とある。

- (10) 菊池勇夫「鷹と松前藩」(『蝦夷地・北海道——歴史と生活』雄山閣 昭和五十六年)一三四～一三五頁に、筆者と同様、A奉書を引用して慶長九年の老中奉書形式による鷹猷上の嚆矢とみなしている。また海保氏編『中世蝦夷史料』(三一書房 昭和五十八年)二二五頁にあって、A奉書は慶長九年のところに配列してある。

- (11) 美和氏論文(三頁)において、青山成重は老中就任者の中に加えられておられない。

- (12) 中村孝也『徳川家康文書の研究』下巻之一(日本学術振興会 昭和三十五年)六五八～六五九頁。なお、本書は慶長見聞録案紙に収載されている。

- (13) 「好書故事」(『近藤正齋全集』第三 第一書房 昭和五十一年、九三～九四頁)に、三ヶ条誓紙に関して、
守重謹按ニコレ後ニ武家諸法度被仰出タメノ張本ナリ、
とある。

- (14) 『大日本史料』第十二編之二 慶長十年二月二十四日条、九七四～九七八頁。

- (15) 拙稿「文禄・慶長期津軽氏の復元的考察」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会 昭和五十九年)一一六～一一七頁を参照のこと。

- (16) 拙稿「北方辺境藩研究序説」(『弘前大学国史研究』第六八・六九合併号)五頁。なお、前掲註(15)の長谷川編『津軽藩の基礎的研究』に、右論文を改作の上掲載してある。

- (17) 中村孝也『徳川家康公伝』(講談社 昭和四十年)三七二頁。および、同書所収徳川家康公詳細年譜一四六頁。

- (18) 拙稿「陸奥国における太閤蔵入地試論」(弘前大学人文学部『文経論叢』第十八巻第三号)九六頁の補註を参照されたい。このほか山谷隆弘「太閤秀吉の鷹狩」(『国学院雑誌』第七〇巻九号)がある。

- (19) 国立史料館所蔵の松前家文書(写真帳)には、当朱印状は収載されておらず、現在の所蔵先は不明である。また、松前家文書の中で、天保十五年の「御朱印箱入記(御用之間控写)」と称する冊子に、御鷹ニ付として権現様の御朱印一通と記された箇所があった。しかし、慶応四年三月の「黒塗金紋付御長持入記」には、ヌ印に御鷹ニ付御奉書写が二通とあるが、家康朱印状の記事はなく、当時、当朱印状は別置されていた可能性もある。

- (20) 海保領夫「統一政権・松前藩・蝦夷地」(『北海道の研究』3 近世篇I 清文堂 昭和五十八年)四四～四五頁。

- (21) 参考のために、文禄二年正月五日の蠣崎氏へ宛てた太閤朱印状(「福山秘府」所収)を左に掲げる。

於_二松前、從_二諸方_一來船頭商人等、對_二夷人、同_二地下人、

非分義不_レ可_レ申懸、並船役之事、自_二前々_一如_二有來_一
可_レ取_レ之、自然此旨於_二相背族在_一之者、急度可_レ言上_二
速可被_レ加_二御誅罰_一者也、

文祿二月五日 朱印

蠣崎志摩守トノヘ

なお、海保氏は、前掲註(20)四〇頁の中で、当該文書の真偽をもつと検討すべきであると述べておられる。

(22) 岡本良知『十六世紀における日本地図の発達』(八木書店 昭和四十八年)第五章 朝鮮戦争の影響、一一七～一二二頁。ルイス・フロイス『日本史』2(中央公論社 昭和五十二年)二二二頁では、「オランカイ(の土地)は、日本の北部と大きい入江を形成し、蝦夷島の上方で北方に向かって延びている突出した陸地である。(オランカイ人は)、蝦夷(島民)とも交易している。」と記述している。

(23) 「福井浄得寺蔵屏風日本図」(『日本古地図集成』世界図編 講談社 昭和五十年 二四頁)等、天正十八年頃成立の日本図・世界図にも松前は海を隔てた津軽の北側に描かれている。ただし、東アジア全体の中で、いかなる位置関係にあるのかは判然としない。また、中村拓「戦国時代の日本図」(『横浜市立大学紀要』五八号 昭和三十二年)の中でも、「あぞ」「松前」は「征韓の役」に関して特に図に出てきたものである、と述べている(一八頁)。

屏風日本図より以前に流布していた行基図等の、中世古地図に描写された津軽・蝦夷については、拙稿「前近代古地図にみる津軽の

位置とその特質」(『北奥文化』五号)を参照されたい。

(24) 前掲註(22)の岡本氏著書、一三七頁の第二四図と一四二頁の第二五図。

(25) 筆者が敢えて「繋ぎ留めようとする」という表現を用いたのは、向山誠齋が述べた次に記す当時の蝦夷観を下敷としている。

松前といふものは、全く島主の類にて、えそは海外の夷、いはゆる羈縻の国なり(誠齋雜記——江戸叢書所収)。

羈縻とは、牛馬のたづな・ひきづなをよぶ名で、牛馬を御するよう
に、異民族を懐柔・統御するという、漢以来の伝統的な政策の名称
であり、しかも諸民族の自治を認めるものであるという(『岩波講
座世界歴史』5 古代5 昭和四十五年、一四頁)。当時蝦夷地は
まさに羈縻の国として表現されるような位置にあったことは充分に
考えられ、その点からも、蝦夷地に関する考証は当時東アジアに通
用した世界観の中で捉えられなくてはならないと思われる。近刊の
鈴木えりも「一七～八世紀における内と外の認識」(『日本歴史』
第四二九号)は、幕藩体制下における対外意識や異国の語のニュア
ンスなどを整理しており、興味ひかれる論稿である。

(26) 海保氏、前掲註(20)四七頁。

(27) 前掲註(15)の拙稿一一二～一一三頁、拙稿「近世初期北奥大名
の領知高について」(『日本歴史』第四一七号)四八～四九頁を参
照のこと。

(28) 三鬼氏「朝鮮役における兵糧米調達について」(『名古屋大学文
学部三十周年記念論集』昭和五十四年)。また、九州地方の兵糧米

調達に関しては、森山恒雄『豊臣氏九州蔵入地の研究』（吉川弘文館 昭和五十八年）三二五～三三一頁を参照されたい。

(29) 田中氏『中世対外関係史』（東大出版会 昭和五十年）二六〇～二六一頁。このほか中村栄孝『日鮮関係史の研究』下巻（吉川弘文館 昭和四十四年）二五三～二六八頁。

(30) 榎森氏『北海道近世史の研究』（北海道出版企画センター 昭和五十七年）一六一頁。右書に関しては、筆者が『社会経済史学』第四九巻第五号に書評を執筆したので参照されたい。なお、三鬼清一郎氏は「朝鮮役における国際条件について」（『名古屋大学文学部研究論集』史学21）において、蝦夷地交易と知行制と題して、松前氏と全国政権との関わりについて触れているが、本稿で述べたような積極的な位置づけはしておられない。

(31) 浪川健治「前期農政の基調と展開」（前掲註15の長谷川編『津輕藩の基礎的研究』一九五〇～一九六頁）において、津輕氏を旧族居付大名ではなく、有力在地領主からの脱却に成功した大名と考えるべきであると提案している。この指摘は、看過すべきではなく、しかも本稿で述べた蠣崎氏との対比によって更に深めてゆくことが、津輕氏における大名権力の性質を考えていくうえで必要である。

(32) 『岩手県中世文書』下巻（国書刊行会 昭和五十八年）二六頁の九一号文書。当該太閤朱印状には、石高の記載がないことから、南部内七郡という支配領域を承認したものとみなされる。渡辺信夫「天正十八年の奥羽仕置令について」（『日本文化研究所研究報告』

（弘前大学助教授）